

厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）
総括研究報告書

諸外国における外国人労働者への安全衛生教育の実施手法及び

我が国での実効可能性に関する研究

研究代表者 吉川直孝 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・上席研究員
研究分担者 井上里鶴 麗澤大学・准教授
研究分担者 高橋明子 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・上席研究員
研究分担者 和崎夏子 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・任期付き研究員
研究分担者 大幢勝利 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・センター長

研究要旨

本研究は、外国人労働者の受入れが進む中で、労働安全衛生教育のあり方を明らかにすることを目的として実施された。調査対象には、移民労働者の就労比率が高く、多文化対応が制度的に進展しているオーストラリア、EU、フランス、アメリカのほか、日本にとって主要な労働者送出国であるベトナムおよびタイ、さらに視覚的リスク伝達手段として注目されるピクトグラム安全表示の解説文の翻訳を含めた。調査方法として、行政文書や制度資料の文献調査に加え、オーストラリア、ベトナム、タイにおいて関係機関へのヒアリング調査を行い、制度の実効性と現場での運用状況を把握した。その結果、受入国側では、多言語資料の整備や翻訳・通訳支援、視覚教材の活用、高リスク作業に対する資格制度の確立など、外国人労働者の特性を踏まえた実践的な教育手法が制度的に構築されていることが確認された。一方で、送出国では教育内容の質や実施体制にばらつきがあり、出国前教育の段階で言語能力や技能に差があることも明らかとなった。

また、国際的に共通化が進むピクトグラム安全表示に関しては、非言語的なリスク伝達手段として有効である一方で、日本国内における理解促進のための教育的補完の必要性が確認された。

これらの知見を踏まえ、本研究では、日本における外国人労働者への労働安全衛生教育のより一層の充実を図るために、（1）教育義務の法制度上の明確化、（2）多言語対応と翻訳支援体制の整備、（3）送出国との教育連携、（4）視覚教材の活用促進、（5）監督体制と事業者責任の明確化、といった方向性が確認された。

研究分担者

① 井上里鶴

麗澤大学
准教授

② 高橋明子

（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
上席研究員

③ 和崎夏子

（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
任期付き研究員

④ 大幢勝利

（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
所長代理

A. 研究目的

本総括研究は、外国人労働者に対する労働安全衛生教育の現状と課題を明らかにし、日本における制度整備・政策形成の参考とすることを目的としている。とくに、移民労働者の就労比率が高く、多文化的背景を前提とした労働安全衛生制度を有する国・地域であるオーストラリア、EU、フランス、アメリカを調査対象とし、各国の制度設計、安全衛生教育の実施体制、監督・規制の運用、翻訳支援・視覚教材等の多言語対応策について調査・分析を行った。これらの調査を通じて、多様な文化・言語背景を持つ労働者に対する制度的対応の特徴を把握し、わが国における応用可能性を検討することを目指した。

あわせて、日本への主要な労働者送出国であるベトナムおよびタイを対象に、これらの国における外国人労働者の育成や送り出しに係る教育・訓練制度、安全衛生に関する認識・支援体制についても調査を行った。これにより、受入国側の制度と送出国側の実情の双方を把握し、日本における外国人労働者の受け入れ体制整備に必要な要素や国際協力のあり方についての検討材料を得ることを目的としている。

さらに、国際的に定められたピクトグラム安全表示について国際規格 ISO7010:2019 を翻訳することで、言語に依存しないリスクコミュニケーション手段の導入に資することを目的とした。

B. 研究方法

本総括研究では、調査対象国・地域の制度的背景や調査可能性に応じて、文献調査および現地調査（ヒアリング）を適切に組み合わせた方法を採用した。

オーストラリアについては、**Safe Work Australia**、**Work Safe ACT**、**Work Safe Victoria** といった行政機関、水道工事会社および登録教習機関を訪問し、半構造化インタビュー形式によるヒアリング調査を実施した。調査対象は制度設計、安全衛生教育の実施体制、翻訳支援、資格制度、外国人労働者対応の各側面に及び、実務運用の実態や先進的な教育技術（AR教材等）についても把握した。

EU、フランス、アメリカについては、それぞれ **EU-OSH**（欧州労働安全衛生機関）や **INRS**（フランス国立労働安全衛生研究所）、**OSHA**（アメリカ労働安全衛生局）などの公的機関が公開する法制度・施策・訓練内容に関する資料や公式ウェブサイトをもとに、各国の安全衛生教育に関する政策・制度の特徴を整理した。必要に応じて、労働安全衛生関連の国際条約、指令、国内法等の法的文書も参照し、制度の枠組みと実施の実態に関する比較検討を行った。

ベトナムおよびタイにおいては、日本における主要な外国人労働者の送出国であることを踏まえ、現地の送出機関および関連教育機関に対してヒアリング調査を実施した。ベトナムでは、送出機関 2 か所を対象に、労働安全衛生教育および日本語教育に関する実施状況を調査票により聴取し、教育内容、教育時間、教材の活用状況などについて詳細に把握した。タイでも同様に、送り出しに関わる教育訓練の構造、安全衛生に関する規定と現場での指導

体制の現状を確認した。

また、国際規格 ISO7010:2019 に関する研究では、登録されている安全標識の全てを抽出し、その意味・機能・構成要素（形状、色、想定行動等）を精査した上で、日本語・ベトナム語・インドネシア語への翻訳作業を実施した。翻訳に際しては、各安全標識の内容を表形式で整理し、指示対象、想定される危険、理解後の人間行動、文化的配慮の必要性などを明確に記載した。

これらの調査手法を通じて、各国の制度の相違点および共通点、多文化社会における安全衛生教育の実践的工夫、送り出し・受け入れ双方の連携のあり方について、包括的な理解を深めることを目的とした。

C. 研究結果及び考察

本研究では、外国人労働者に対する労働安全衛生教育の制度・運用実態を多国的に比較し、それぞれの国や地域が直面する課題とその解決策を明らかにした。調査対象とした先進諸国（オーストラリア、EU、フランス、アメリカ）においては、多文化的背景を前提とした制度設計と教育体制の整備が進んでおり、言語的・文化的な障壁を乗り越える工夫が随所に認められた。

オーストラリアでは、PCBUs（事業または事業計画を実施する者）に対する包括的な安全配慮義務と、多言語対応資料の整備、AR や実技重視の教育手法などが有効に機能していた。また、高リスク作業に対する全国共通の資格制度や翻訳支援体制、法的な義務構造が、安全教育の実効性を担保する制度的基盤となっていた。

EU では、労働安全衛生に関する枠組み指令（89/391/EEC）や各種個別指令により、加盟国に共通する最低基準が設定されているが、移民労働者が短期契約で雇用されるケースが多く、教育の実施機会にばらつきがあった。NAPO などの多言語教育ツールは一定の効果を示している一方で、実務への普及には制度的な課題も残されていた。

フランスでは、法律により雇用主に安全衛生教育の提供が義務付けられており、INRS などの専門機関による支援も充実していた。一方で、モリエール条項などによりフランス語の使用が強く求められ、多言語対応という点では他国と一線を画す傾向があった。

アメリカにおいては、OSHA および州の取り組みにより、特に建設業などで高リスク作業に対する厳格な訓練要件と多言語対応訓練が整備されていることが確認された。カリフォルニア州では、連邦基準を上回る安全衛生規則の運用が実施され、スペイン語等による研修の実施が進んでいた。

一方、日本への労働者の送出国であるベトナムおよびタイにおいては、送出国における安全衛生教育の実施状況が大きく異なっていた。ベトナムでは、ある機関では1時間程度の形式的な教育にとどまっていたのに対し、他の機関では日本の制度を参考にした12時間の体系的プログラムが実施されており、教育内容と指導体制の格差が課題として浮かび上がった。

また、ピクトグラムに関する国際規格（ISO7010:2019）の翻訳からは、安全標識は形状・色彩・デザインが規格化されており、直感的な理解を促す工夫が施されているものの、中には意味が伝わりにくいピクトグラムも存在し、補足テキストや訓練による理解の支援が必要とされる。今回の研究では、日本語、ベトナム語、インドネシア語への翻訳を通じて、対象者の母語による理解促進のための資料を作成し、視覚表示の国際的統一と地域的適応の両立が重要であることが確認された。

以上のように、各国の取り組みには制度的成熟度や文化的背景の違いが見られたが、共通する課題として、外国人労働者に対する情報の伝達手段、教育機会の保障、事業者責任の明確化、多言語支援の制度的枠組みの整備が求められることが明らかとなった。これらの知見は、日本における外国人労働者支援制度の改善に対して、有効な示唆を提供するものである。

D. 結論

本研究により明らかとなったのは、外国人労働者に対する労働安全衛生教育の制度的整備と現場での運用には、各国の文化的背景、法制度の成熟度、多文化共生社会としての経験に応じた多様なアプローチが存在しているという事実である。

特にオーストラリア、アメリカ、EU 諸国などでは、外国人労働者の受け入れを前提とした制度設計が進められており、法令に基づく教育義務、翻訳・通訳支援、視覚教材の活用、国家資格制度による安全教育の担保、現場監査と罰則による実効性の確保などが包括的に機能していた。

これに対して、日本への主要な送出国であるベトナムやタイでは、安全衛生教育の内容や実施体制にばらつきがあり、送出国での訓練の質と量の確保が、日本における受け入れ後の安全衛生水準にも大きく影響を及ぼすと考えられることから、受け入れ国と送出国との制度連携の必要性が確認された。

また、言語や識字能力の制約を越えて危険情報を伝える手段として、国際的に整備されているピクトグラム表示の解説文を翻訳することで、日本国内においても、ピクトグラムの周知徹底とともに、補足的説明を通じた理解促進の仕組みが必要である。

本研究は、外国人労働者が今後さらに増加することを見据え、わが国の安全衛生教育制度に多文化的・国際的視点を取り込む必要性を明確にした。具体的には、(1) 法制度上の教育義務の明確化、(2) 多言語対応と翻訳支援体制の強化、(3) 送出国との協調による教育内容の標準化、(4) ピクトグラムなど非言語的情報伝達手段の活用と理解支援、(5) 事業者への実効的な責任付与と監督体制の構築、といった分野において、現在進行中の施策と合わせて、より一層の充実が求められる。

E. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表

- 1) 吉川直孝, 大幢勝利, 豊澤康男, 林真紀 (2024) 建設業における英国と日本の安全衛生教育について, 安全工学シンポジウム 2024, PDF.

F. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

該当なし

G. 引用文献

各分担報告書に示す。